

令和7年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和7年9月3日（水曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- | | |
|---|--|
| 第1 会議録署名議員の指名 | 第15 議案第47号 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件 |
| 第2 会期決定の件 | 第16 議案第48号 美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件 |
| 第3 諸般報告 | 第17 議案第49号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号) |
| 第4 議長報告 | 第18 議案第50号 令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号) |
| 第5 市政報告 | 第19 議案第51号 令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号) |
| 第6 報告第17号 例月現金出納検査結果報告 | 第20 認定第1号 令和6年度美唄市一般会計決算認定の件 |
| 第7 報告第18号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 | 第21 認定第2号 令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件 |
| 第8 議案第40号 美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件 | 第22 認定第3号 令和6年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件 |
| 第9 議案第41号 美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件 | 第23 認定第4号 令和6年度美唄市介護保険会計決算認定の件 |
| 第10 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件 | 第24 認定第5号 令和6年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件 |
| 第11 議案第43号 美唄市営弓道場条例の一部改正の件 | 第25 認定第6号 令和6年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件 |
| 第12 議案第44号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件 | 第26 認定第7号 令和6年度美唄市病院事業会計決算認定の件 |
| 第13 議案第45号 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件 | 第27 認定第8号 令和6年度美唄市水道事業会計決算認定の件 |
| 第14 議案第46号 美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件 | 第28 認定第9号 令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件 |
| | 第29 認定第10号 令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件 |

第30 請願第1号 国立病院の機能強化を
求める請願

選挙管理委員会委員長 中田礼治君
選挙管理委員会事務局長 堀澤宏史君

◎出席議員 (14人)

議長 谷村知重君
副議長 楠徹也君
1番 永森峰生君
2番 伊原潤司君
3番 江川いつみ君
4番 海鉢則秀君
5番 古賀崇之君
6番 吉岡建二郎君
7番 本郷幸治君
8番 齋藤久美夫君
9番 山上他美夫君
10番 森明人君
11番 川上美樹君
13番 松山教宗君

農業委員会会長 畑雄二君
農業委員会事務局長 五十嵐健太郎君

監査委員 福地英敏君
監査事務局長 高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長 門田昌之君
次長 新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第3回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 次に日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 吉岡建二郎議員

7番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より9月19日までの17日間とし、うち、9月4日ないし7日、9月10日ないし18日を休会といたしたいと思います。

◎出席説明員

市長 桜井恒君
副市長 土屋貴久君
総務部長 村上孝徳君
市民部長 児玉ゆかり君
保健福祉部長 谷村泰尚君
経済部長 佐藤剛司君
都市整備部長 荘司修君
市立美唄病院事務局長 藤井俊禎君
消防長 後藤博昭君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 上村名津美君

教育長 石塚信彦君
総務部長 杉本竜一君

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 令和7年第3回定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

「元市職員の再逮捕」について申し上げます。

収賄の容疑で逮捕・起訴されていた、本市の元職員、本田強志元上下水道課長補佐が、6月20日の午後3時39分、背任の容疑で再逮捕され、7月11日、札幌地方検察庁により起訴されました。

容疑の内容としましては、令和6年5月に市が発注した「公共下水道人孔改良工事」、税込

で工事請負契約489万5,000円について、同じく背任の容疑で逮捕された落札業者、株式会社シンセイ建設代表取締役廣島慎也と共に謀して、令和6年6月に525万8,000円増となる1,015万3,000円に設計変更し、実際の工事実績を308万円にとどめ、結果として、市に工事費用を水増し請求することで、707万3,000円の損害を市に与えたものです。

起訴された元職員の第1回公判は、9月26日、札幌地方裁判所で予定されており、業者は、処分保留とされているところであります。

この間、市の対応としましては、再逮捕のあった6月20日、午後5時30分、市長をはじめ特別職及び部長職による緊急会議を招集し、事件の概要について情報共有を行うとともに、改めて、モラルやコンプライアンス、適正な事務処理の確保のほか、本事件により、市民サービスに停滞を招くことのないよう、全職員に対する指導を徹底したところであります。

続いて、同日午後6時40分には、市政記者クラブに対しプレスリリースを行うとともに、市民の皆さんに向け、市のホームページに私のコメントを掲載したほか、午後7時30分には、警察による捜索差押を受けたところであります。

その後、6月24日には、業者に対する処分として、株式会社シンセイ建設に対し、市の指名停止基準に基づき、同社を令和7年6月24日から令和8年6月23日までの12か月間、「建設工事の指名停止処分」としたほか、7月1日には、警察からの指導により、滝川警察署に背任行為に対する被害届を提出したところであります。

また、府内における対応としましては、6

月24日、第2回目となる「入札・契約制度検討委員会」を開催し、事件の概要と経過について確認をしたほか、本事件については、入札・契約制度の範囲に留まらず、市の組織全体の問題として取扱う必要性があると判断したことから、本市におけるコンプライアンスの総合的な推進を図り、公正かつ公平な市政を運営するため、同日付で副市長をトップとする「美唄市コンプライアンス委員会」を創設したところであります。

コンプライアンス委員会は、これまで、7月から8月にかけて3回にわたり開催しており、会議では、事件の発生を受け、再発防止の取組として、「実態検証の実施」、「職員倫理条例の制定」、「入札・契約制度の見直し」、「コンプライアンス研修の実施」の4つの取組について、有識者等の外部からの意見を取り込むなど、第三者性の確保を図りながら、早急に進めていくこととしております。

このあと、元職員の第1回公判が控えている中、今後の見通しは現時点において不透明ではありますが、引き続き、警察・検察に全面的に協力し、公判の進展を注視しながら、事実関係の把握に努め、詳細が判明され次第、法令に基づき厳正に対処していくほか、必要に応じ議会に経過を説明するとともに市ホームページを通じて市民の皆さんに報告してまいりたいと考えております。

なお、去る8月29日、贈収賄事件に係る第2回公判が札幌地方裁判所において行われ、贈賄側の業者2人の被告に判決が言い渡されたところであります。

本市の事務事業において、このような事件が発生したことについては、重大な事態であ

ると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることについて、大きな危機感を持つとともに、対策が必要だと考えております。

今後、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、モラルやコンプライアンスの保持と向上など、職員一丸となって、市政の信頼回復に努めてまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、報告第17号例月現金出納検査結果報告を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第17号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、報告第18号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を議題といたします。

本件に関し、報告の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました報告第18号令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

初めに、健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が10.1%、将来負担比率が

74.5%となり、国が定める基準を下回りました。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算を確保したため、算出されないのでございます。

次に、資金不足比率につきましては、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計につきまして、資金不足額がないため、算出されないのでございます。以上でございます。

●議長谷村知重君 これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第18号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第8、議案第40号美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件ないし日程の第16、議案第48号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第40号美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、岩見沢労働基準監督署から恵風園・恵祥園の職員の時間外労働、深夜労働に対する割増賃金の算定基礎に関し、労働基準法の規定による是正を求められたことから、

必要な改正を行うものであります。

次に、議案第41号美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、育児に関する部分休業制度の取得方法の多様化への対応及び仕事と育児の両立支援制度について利用しやすい勤務環境の整備を行うほか、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件であります。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合から江差町・上ノ国町学校給食組合が脱退することに伴い、地方自治法の規定に基づき、組合関係団体の協議により、規約中の別表について必要な変更を行うものであります。

次に、議案第43号美唄市営弓道場条例の一部改正の件であります。

本件は、市営弓道場において、民間事業者の能力と活力を積極的に活用し、市民サービスの一層の向上と経費の縮減を図ることを目的に、地方自治法の規定に基づく指定管理者制度を導入するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第44号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、介護保険法施行令に規定する基準所得金額が見直されたことから、間口除雪事業の負担金における世帯区分に定める額について、必要な改正を行うものであります。

ます。

次に、議案第45号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、部分休業制度における企業職員の給与の減額の範囲について、必要な改正を行うものであります。

また、地方公務員法の一部を改正する法律が改正され、条文中で引用する条項が繰り上がったことから、併せて必要な改正を行うものであります。

次に、議案第46号美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件であります。

本件は、令和6年1月に発生した能登半島地震において、排水設備及び給水装置等の工事を行う業者の確保が困難な状況となり、復旧が長期化したことから、被災地での当該工事が円滑に実施されるよう、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第47号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令が公布され、条文中に引用する関係条項について改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第48号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する

法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、部分休業制度における病院事業職員の給与の減額の範囲について、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由の説明がありました議案第40号ないし議案第48号については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第40号ないし議案第48号について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第40号ないし議案第43号の以上4件については、総務・文教委員会に、議案第44号ないし議案第48号の以上5件は産業・厚生委員会に、それぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第17、議案第49号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)ないし日程の第19、議案第51号令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第49号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条地方債

について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ4億3,525万3,000円を追加し、補正後の予算総額を200億9,615万8,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、法令等に基づき、令和6年度決算剰余金の一部を財政調整基金に積み立てる「基金積立金」を計上いたしました。

民生費には、令和7年10月1日から障害福祉サービスの「就労選択支援」が新たに施行されることから、障がい者福祉システムの必要な改修を行う「障がい者福祉一般管理事務」を計上いたしました。

農林費には、国の令和6年度補正予算を活用し、地域農業の担い手不足や生産効率の課題に対応するため、スマート農業技術の現場ニーズの把握から機器活用、人材育成、普及啓発までを一体的に実施する事業者に対し支援する「美唄スマート農業推進事業」を計上いたしました。

教育費には、今年度当初予算において実施設計を行っている空調設備工事の工事費が算出されたことから、年度内に工事を完了させるため、「総合体育館整備事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、繰越金、市債をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。

第2条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「総合体育館整備事業」の実施に伴う財源として、「体育施設整備

債」1億1,770万円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第50号令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ991万1,000円を追加し、補正後の予算総額を27億8,779万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、基金積立金には、令和6年度決算剰余金のうち、過年度精算に伴う返還金を差し引いた額を国民健康保険支払準備基金に積み立てるための「基金積立金」を、諸支出金には、令和6年度保険給付費等交付金等の精算に伴う超過交付分を返還する「過年度精算金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、繰越金を計上し、財源対応をいたしました。

次に、議案第51号令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ6,665万9,000円を追加し、補正後の予算総額を31億7,740万4,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、基金積立金には、令和6年度決算剰余金のうち、過年度精算に伴う返還金を差し引いた額を介護給付費準備基金に積み立てるた

めの「介護給付費準備基金積立金」を、諸支出金には、令和6年度介護給付費負担金の精算に伴う超過交付分を返還する「過年度精算金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、繰越金を計上し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第49号ないし議案第51号の以上3件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第49号ないし議案第51号の以上3件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

議案第49号ないし議案第51号の以上3件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第

1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉢則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第20、認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件ないし日程の第29、認定第10号令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件の以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和6年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和6年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第5号令和6年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第6号令和6年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第7号令和6年度美唄市病院事業会計決算認定の件、認定第8号令和6年度美唄市水道事業会計決算認定の件、及び認定第9号令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上9件について、一括提案理由をご説明申し上げます。

本件は、それぞれ地方自治法及び地方公営

企業法の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定を求めるものであります。

次に、認定第10号令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件であります。

本件は、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるもので、併せて、「令和6年度美唄市下水道事業会計決算」について、地方公営企業法の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、認定第1号ないし認定第10号の以上10件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号ないし認定第10号の以上10件については、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉢則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、川上美樹議員、
楠徹也議員、松山教宗議員、
の以上12人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第30、請願第1号国立病院の機能強化を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業・厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長谷村知重君 以上をもって、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時29分 散会

